

平成23年5月31日

社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

1. 処分を受けた協会員名

常盤 Investments 株式会社

2. 処分内容

過怠金500万円の賦課

3. 処分理由

同社は、遅くとも平成20年2月頃から当局検査基準日（同22年5月21日）までの間、外国人向け求人サイト等に求人広告を掲載し、当該求人広告に応募した多数の者を外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）に係る 트레이ニー（研修生）として採用している。また、同社は、これらの 트레이ニーについて、外務員登録を行っていない為、FX取引の申込みの勧誘等、外務員の職務を行わせてはならない。

しかしながら、同社は上記期間、トレーニーの少なくとも10名に、見込み顧客の少なくとも18名に対してFX取引の申込みの勧誘を行わせている状況が認められた。

同社の行った違反行為は、金融商品取引法第64条第2項並びに、金融先物取引業務取扱規則第3条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものであり、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

4. その他

処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上